

# 深川市パブリックコメント手続の概要

## 制度の概要

パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策等を策定する際に、その案の内容を公表してみなさんから意見を募集し、その意見を考慮して政策等の策定を行うとともに、意見の内容や意見に対する市の考え方などを公表する手続きをいいます。市政に対する皆様のご意見をお寄せください。

## 制度の目的

市の政策の意思決定過程において、市民参加の機会の拡大とともに、市政運営の公正の確保や透明性の向上を図り、市民との協働による市政の推進に資することを目的としています。

## 実施機関

市長（水道・病院含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

## 手続の対象となる政策等

- ・市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改廃
- ・市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ・市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であって、市民生活に重大な影響を与える条例の制定又は改廃（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除きます）

## 政策等の公表方法

- ・市のホームページに掲載
- ・実施機関が指定する場所（担当所管課・支所など）での閲覧・配布 など

## 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する者
- ・市内の事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他団体
- ・市内の学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

## 意見等の募集

---

- ・募集期間 30 日程度
- ・受付方法 郵便・ファクス・電子メール・担当所管への持参（住所・氏名等の明記が必要となります）  
※電話や口頭での意見は受け付けしていません。また、提出された書類については返却できませんのでご了承ください。

## 提出された意見等の取扱い

---

### ①意見などの考慮

お寄せいただいた意見を考慮したうえで、政策等の最終的な意思決定を行います。  
※意見を提出いただいた方への直接の回答はいたしませんのでご了承ください。

### ②意見などの公表内容

お寄せいただいた意見等の概要や、意見等に対する市の考え方、案の修正内容（修正の場合）を公表します。

### ③意見などの公表方法

市のホームページへの掲載や、各担当所管と各支所での閲覧・配布により公表します。  
※氏名や連絡先などの個人情報を除き公表します。

## 手続きの流れ

---

①政策等の案を策定します。



②案と関連資料を公表して、意見の募集を開始します。



③意見等の提出期間（30 日程度）



④提出された意見等を考慮し政策等の最終的な意思決定を行います。



⑤提出された意見等の概要や市の考え方などを公表します。

※手続きの流れについての詳細は別添をご覧ください。

## 問合せ先

---

深川市 企画総務部 秘書課 秘書広報係  
電話：0164-26-2216 FAX：0164-22-8134  
E-mail：kouhou@city.fukagawa.lg.jp